

第25回 一関地区広域行政組合
一般廃棄物処理施設整備検討委員会
次 第

日時 令和4年1月24日（月）

午後1時30分～

場所 一関市役所3階 特別会議室

1 開 会

2 協 議

(1) 施設整備基本計画について （調整段階のため、資料は非公表）

① エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備基本計画について

② 一般廃棄物最終処分場整備基本計画について

(2) 余熱活用について

(3) ごみ処理に関する基本的な考え方について

3 そ の 他

4 閉 会

余熱活用について

1 提案の概要と取組の方向性（案）

	防災機能	農業利用	健康増進	工場誘致
提案の概要	- 避難スペースの確保 - 災害時に風呂、シャワーを開放 - 組立式風呂の設置スペースを確保	- 新規品目を栽培するハウスの整備 - スマート農業実証ハウスの整備 - 新規農業者のトレーニングハウスの整備	- プール、スポーツジム、スタジオなどの整備 - 温浴設備の整備 - 子供の遊び場の整備	紙おむつ再生工場の誘致
取組の方向性	可能な限り、施設本体に防災機能を取り入れる。	条件を示して事業希望者の有無を調査する。	条件を示して事業希望者の有無を調査する。	条件を示して事業希望者の有無を調査する。
敷地の使用	○	△	○	△
余熱供給（年間）	280 日	280 日	280 日	280 日
温水供給	○可能	○可能	○可能	○可能
電力供給	○可能	○可能	○可能	○可能
施設整備	公設	民設	公設・民設	民設
事業運営	－	民営	民営	民営
課題	－	・利用可能な農地の確保（拡張性の観点から、敷地外が望ましい。）	・既存民間施設への影響	- 他自治体事例は実証実験段階 - 地域の理解が必要
事業所管及び実施方法	組合	一関市 ・公募	一関市（又は組合） ・公募 ・SPC（特別目的会社）の設立	一関市 ・公募
実現性	可能			

2 エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備基本計画への記載

- ・ エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備基本計画を今年度中に策定予定。
- ・ 現時点では余熱の活用方法が未定であることから、様々な活用方法に対応できるよう、熱利用の取出し口を設置する計画として記載。

ごみ処理に関する基本的な考え方を定める必要性・背景

- ・ 気候変動対策は、国連が示す持続可能な社会実現のための 17 の国際目標（SDGs）の一つとなっている。
- ・ 国は、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指している。
- ・ 施設整備にあたっては、効率的なエネルギー回収やごみの減量化とともに、焼却量を減らし、資源化量を増やす取組みが重要となる。
- ・ 焼却量を減らすためには、現在、焼却ごみとして出されている廃棄物の中から、資源物として分別可能なものをできる限り資源化できるよう誘導する必要がある。
- ・ 焼却量を減らし、できる限り資源化を進めるため、一関市、平泉町及び組合で共通認識を図り、ごみ処理に関する基本方針を策定するもの。

【課題】

- ・ 誘導策の 1 例として、資源物は指定ごみ袋を使用せず、コンテナ回収を行うことが考えられるが、収集所のスペースや管理方法など課題がある。

ごみ処理に関する基本的な考え方（案）

近年、頻発している気象災害は、気候変動によるものと考えられており、これは私たちの経済活動によって排出される温室効果ガスの増加の影響による地球温暖化が原因であるといわれている。代表的な温室効果ガスは二酸化炭素であり、植物の光合成などによる吸収量を上回る二酸化炭素は、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料の燃焼によって排出されることから、使用する化石燃料そのものの減量化のほか、化石燃料を原料とするプラスチック類の減量化を進める必要がある。

一方、焼却灰や不燃物の残渣を埋め立てる最終処分場は、新たな施設用地の確保に相当の期間と多額の費用を要することから、施設の長期使用が望まれるところであり、埋立てする処分量の減量化を図る必要がある。

そのためには、一層の 3 R（Reduce：排出抑制、Reuse：再利用、Recycle：再生利用）の定着とごみの分別排出の普及により、ごみの減量化に取り組んでいかなければならない。このような状況を踏まえ、ごみ処理に関する基本的な考え方を次のとおりとする。

1 ごみ処理に関する基本的な考え方

資源物に分別する量を増やし、ごみを減量化する。

ごみの排出、収集、選別、処分の各段階において、できるだけ資源物に分別し、焼却や埋立てするごみの減量化を図る。

2 ごみの減量化に係る検討方法（案）

(1) ワーキンググループによる検討

一関市、平泉町及び組合の職員によるワーキンググループを設置し、ごみの排出、

収集、選別、処分の各段階における課題を整理し、ごみ減量化の方策を検討する。

① 課題の整理、共通認識

- ・ 市町：ごみの分別や集積所の指定など
- ・ 組合：ごみの収集や処理など
- ・ 共通：各種計画の関係の整理

② ごみの減量化のための取組について検討

- ・ 指定ごみ袋を使用しない資源物の排出方法の検討
ごみの減量化を図るためには、分別して資源物として排出する利点の創設が必要である。そこで、指定ごみ袋を使用せずに資源物を排出する方法を検討する。
- ・ 分別区分の見直し
一関清掃センターと大東清掃センターの現状の分別区分を基礎とし、資源化する量を増やすための新たな分別区分を創設する。
- ・ 処分方法の区分の明確化と処分先の確保
一関市及び平泉町から発生する産業廃棄物以外のごみは、その処分方法を次のとおり区分し、処分先を確保する。
ア 当組合の施設で処理するもの
イ 当組合の施設では処理できないが、受け入れて委託により処理するもの
ウ 当組合の施設では受け入れず、処分先を案内するもの

(2) ワーキンググループの構成（案）

2グループ体制とし、必要に応じて合同会議を行う。

Aグループ（西磐井地域）

① 一関市 市民環境部生活環境課	1人
② 一関市 花泉支所市民課（生活環境担当）	1人
③ 平泉町 町民福祉課	1人
④ 一関地区広域行政組合 一関清掃センター	1人
	計4人

Bグループ（東磐井地域）

① 一関市 大東支所、千厩支所、東山支所、室根支所、川崎支所、 藤沢支所市民課（生活環境担当）各1人	6人
② 一関地区広域行政組合 大東清掃センター	1人
	計7人

※ 必要に応じ、日本環境衛生センターが技術的助言等を行う。

(3) 検討委員会による検討

検討委員会では、ワーキンググループでの検討結果を踏まえ、ごみ処理の関する基本的な考え方をまとめ、必要に応じて社会実験実施についての検討を行うとともに、リサイクル施設整備基本計画やエネルギー回収型一般廃棄物処理施設の要求水準書に反映する。

3 判断基準

ごみの排出、収集、選別、処分の方法を定める基準を次のとおりとし、それぞれの方法は各基準を比較考量して総合的に判断する。

(例) 「油びん」 : 資源化は可能だが、資源物としての排出は困難だ。
→ 燃やせないごみに分別する。

- (1) 資源化が可能であること。
- (2) 分別・排出がしやすいこと。
- (3) 収集・処理がしやすいこと。
- (4) 費用が比較して安いこと。
- (5) 収益が比較して高いこと。

4 スケジュール(案)

- (1) 令和3年12月～令和4年1月 ワーキンググループ設置について検討
(検討内容、メンバーなど)
- (2) 令和4年2月～5月 ワーキンググループ会議(月1回程度、全4回)
- (3) 令和4年6月～7月 検討委員会でまとめ

資源化に関する判断フロー

